

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)② **使用目的の確認** を行うとともに、**販売記録を作成することが義務付けられています。**

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



全石連



石油連盟



全農



消防庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>